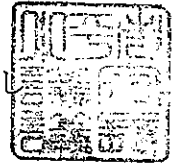


平議発第39号
令和5年6月29日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和5年7月13日までをお願いいたします。

令和5年6月29日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会
会派代表者名 伊藤央
質問者名 安竹洋平

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級基準について

2 質問の理由及び趣旨

小平市の自閉症・情緒障がい特別支援学級（以下、情緒固定級と呼ぶ。）への入級申込みに際して、校内委員会や就学支援委員会で設けていると思われる入級基準について、入級を考えている児童の複数の保護者から、下記の質問事項に示したような状況に不安を感じたり混乱したりしているという声が上がっている。もし誤った情報が流布していて、その情報に基づいて判断することで入級を諦めるようなことがあれば、当該の児童にとっては最適な学びの場が得られないことになる可能性があり、また教育行政への不信にもつながる。また学校側も情報不足のため保護者への説明や入級の判定において迷いがあるようだという保護者の声がある。

情緒固定級は市として初めて設置するものであるため、試行錯誤の中で様々な課題を抱えていることは多くの保護者も認識している。協力していきたいという思いを持つ方も多い。そのような中、様々な関係者が不幸な誤解を持たなくて済むよう、できる限り情報を公開し、全ての関係者の共通理解の形成に努めることは重要であると考えため、情緒固定級への入級に関して次のとおり質問する。

- 1 学校側から「入級基準としてIQ100前後が設けられている」という話や、有識者から「IQ100以上が対象」、「IQ80台の児童は入級希望を出しても通らない」といった話を聞いたという保護者がいる。例えばIQが75から100の範囲にあり、愛の手帳の対象にもならない自閉症スペクトラムの児童は入級の対象とならないのではと懸念する保護者もいる。校内委員会、就学相談、もしくは就学支援委員会において、そのようにIQの数値での入級基準を設けている事実はあるか。もしあるなら具体的な内容は。
- 2 就学支援委員会の委員をかつて務めていた方から「入級できるのは、通常級との関わりが持っていて、交流学級で通常級でも授業が受けられる児童がメイン」という話や、ある有識者から「入級できるのは通常級でもIQ100以上で、感情のコントロールが難しいタイプの児童が対象」という話、もしくは担任教諭から「通常級の勉強に問題がなく、情緒面での配慮のみ必要な児童が対象となっている」という話を聞いたという保護者がいる。校内委員会、就学相談、もしくは就学支援委員会において、

そういった線引きの基準を設けている事実はあるか。もしあるなら具体的な内容は。

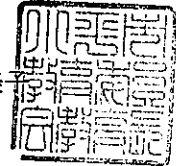
- 3 校内委員会で「入級できるのは1校につき1人になるかもしれない」といった話題が出ているようだという話もある。市は入級に向け、例えば各校から何人くらいを目安にするといったような人数に関わる情報を各校や個別の学校に伝えた事実はあるか。あれば具体的にどのように各校に通知しているか。
- 4 各校の校内委員会は独自に入級基準を定めているのか、それとも何らかの統一した基準を設けているのか。もし統一した基準があるとすれば、どこがその内容をどのように決定し、どのように各校に通知しているか。
- 5 校内委員会に出席する特別支援教育コーディネーターは必ずしも発達障害の専門家ではなく、そのため各校の校内委員会では発達検査（WISC など）を正確に判断できる人材はいないのではないかという疑問の声が上がっている。入級にふさわしいかどうかについては校内委員会にかけるとは必要はなく、就学相談のみで決めればよいと考えるが、入級に際して校内委員会にかけるとは法令等で定められているのか、それとも他の自治体での就学児を対象にした方法に倣ってということなのかも含め、市の見解は。
- 6 校内委員会はあくまで児童の状況を把握し、校内で対応可能な合理的配慮の提供につなげていく場として設けられており、特別支援学級への入級を審査する機能はないという認識でいるが、正しいか。
- 7 以上、質問したとおり、複数の保護者において様々な情報が交錯し、不安を招き、混乱が生じている状況にある。学校の中でもそのようなことが起きているように見える。これらの事態を解消し、今後も誤解が生じないようにするため、該当する児童やその保護者だけではなく、各学校、担任の先生方も含めて入級までのプロセスに関わる全ての関係者に、改めて、少なくとも上記の疑問が解消するような情報の提供と周知が必要と考えるが、市の見解は。
- 8 入級に際しては、教室の定員という物理的な制約はあるものの、法令上「当事者である児童やその保護者が入級したい（させたい）と思えば入級できることになっている」という理解で間違いはないか。もしそうであるなら、その事実が周知されていないようだが、市の見解は。



平教教指収第501号
令和5年7月11日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会
教育長 青木 由美



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 自閉症・情緒障がい特別支援学級の入級基準において、御指摘のような数値の基準を設けている事実はございません。
- 2 御指摘の基準を設けている事実はございません。
- 3 学校に伝えた事実はございません。
- 4 各校の校内委員会では入級に当たっての基準を定めてはならず、市ホームページにおいて掲載しております資料に記載のとおり「入級の対象とする児童」を定め、就学支援委員会において個別に検討しております。また、全校長への説明に際し各学校へ資料配付しております。
- 5 文部科学省の通知に基づき各学校に校内委員会を設置し、特別支援コーディネーターを中心に、多面的な視点から特別な支援を必要とする全ての児童の実態把握と支援方法の検討等を行っております。
自閉症・情緒障がい特別支援学級への入級に当たっては、他の特別な支援を必要とする児童と同様に、当該児童の実態や状況等を踏まえ、就学支援委員会において検討いたします。
- 6 校内委員会には、特別支援学級への入級を審査する機能はございませんが、多面的な視点から児童の実態把握と支援方法の検討等を行っております。就学先については、就学支援委員会において総合的に判断しております。
- 7 入級相談や手続につきましては、本年5月2日の就学説明会において御説明し、同じ内容の動画を市ホームページで公開するなど、周知に努めております。
- 8 入級に当たっては、保護者、教職員、教育委員会等の関係者が協力し、入級を希望する児童の実態を確実に把握の上、よりよい学びの場について個別に考えていくことが重要と考えておりますので、その考え方にに基づき手続を進めてまいります。